

北の産保センターだより

北海道産業保健総合支援センター
札幌市中央区北1条西7丁目1番地
プレスト 1・7ビル

令和3年1月1日発行

新年ご挨拶

北海道産業保健総合支援センター
所長 森 満

明けましておめでとうございます。

不要不急の外出に対する自粛が要請された中での年末年始を、皆様はいかが過ごされましたでしょうか。令和3年も引き続きコロナ禍の影響を受けて新年がスタートしました。企業の倒産の増加などに伴い、従業員の解雇などが増えている等の報道がなされていて、今年も厳しい経済状況が続くのではないかと危惧されます。

そうした中で、労働者の健康の保持増進を使命とします、北海道産業保健総合支援センターの果たすべき役割も、さらに大きくなっていくものと思います。当センターに対します、皆様からの一層のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

情報通信機器を用いた医師の面接指導に関する通達が改正されました。

(令和2年11月19日)

★基本的な考え方

安衛法第66条の8第1項において、面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと」とされており、医師が労働者と面接し、労働者とのやりとりでその様子(表情、しぐさ、話し方、声色等)から労働者の疲労の状況やストレスの状況その他の心身の状況を把握するとともに、把握した情報を元に必要な指導者就業上の措置に関する判断を行うため、労働者の様子を把握し、円滑にやり取りを行うことができる方法により行う必要がある。ただし、面接指導を実施する医師が必要と認める場合には、直接対面によって行う必要がある。

また、以下について留意する必要がある。

改正のポイント

★情報通信機器を用いた面接指導の実施に係る留意事項

事業者は、面接指導を実施する医師に対し、面接指導を受ける労働者が業務に従事している事業場に関する事業概要、業務の内容及び作業環境等に関する情報並びに対象労働者に関する業務の内容、労働時間等の勤務の状況及び作業環境等に関する情報を提供しなければならない。

改正のポイント

面接指導を実施する医師（以下のいずれかに該当することが望ましいこと）

- 対象労働者が所属する事業場の産業医である場合。
- 契約(雇用契約を含む)により、少なくとも過去1年以上の期間にわたって、対象労働者が所属する事業場の労働者の日常的な健康管理に関する業務を担当している場合。
- 過去1年以内に、愛称労働者が所属する事業場を巡視したことがある場合。
- 過去1年以内に、当該労働者に指導等を実施したことがある場合。

面接指導に用いる情報通信機器（以下の全ての要件を満たす必要がある）

- 面接指導を行う医師と労働者とが相互に表情、顔色、声、しぐさ等を確認できるものであって、映像と音声の送受信が常時安定しかつ円滑であること。
- 情報セキュリティ(外部への情報漏洩防止や外部からの不正のアクセス防止)が確保されていること。
- 労働者が面接指導を受ける際の情報通信機器の操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること。

情報通信機器を用いた面接指導の実施方法等（いずれの要件も満たす必要がある）

- 情報通信機器を用いた面接指導の実施方法について、衛生委員会等で調査審議を行った上で、事前に労働者に周知していること。
- 情報通信機器を用い実施する場合は、面接指導の内容が第三者に知られることがないよう環境を整備するなど、労働者のプライバシーに配慮していること。

医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合

- 情報通信機器を用いた面接指導において、医師が緊急に対応すべき徴候等を把握した場合に、労働者が面接指導を受けている事業場その他の場所の近隣の医師等と連携して対応したり、その事業場にいる産業保健スタッフが対応する等の緊急時対応体制が整備されていること。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

研 修 会 の ご 案 内 (1~3月)

番号	日 時	研 修 テ ー マ	講 師	研 修 開催地
看29 衛28	1月14日(木) 18:30-20:30	ストレスチェック制度における医師面接	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	小樽市
看30 衛29	1月21日(木) 18:30-20:30	ストレスチェック制度における医師面接	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	留萌市
看20 衛20	2月5日(金) 18:30-20:30	ストレスチェック制度における医師面接	札幌心身医療研究所所長 久村 正也	北見市
看24 衛23	2月9日(火) 18:30-20:30	産業保健スタッフとして知っておきたい労働者の口腔保健	木下歯科医院院長 木下 隆二	旭川市
看32 衛31	2月17日(水) 18:30-20:30	産業保健スタッフとして知っておきたい労働者の口腔保健	木下歯科医院院長 木下 隆二	苫小牧市
看33 衛32	2月19日(金) 18:00-20:00	改正健康増進法による職場の喫煙対策の新たな展開	JR札幌病院保健管理部部長 佐藤 広和	帯広市
看34 衛33	2月25日(木) 18:00-20:00	職場におけるメンタルヘルス	札幌花園病院院長 松原 良次	名寄市
看35 衛34	3月8日(月) 18:30-20:30	疾患治療と仕事の両立	北海道医療大学看護福祉学部 生命基礎科学講座教授 西 基	札幌市
看36 衛35	3月10日(水) 18:30-20:30	疾患治療と仕事の両立	北海道医療大学看護福祉学部 生命基礎科学講座教授 西 基	旭川市

※研修会にご出席される方へのお願い

新型コロナウイルス(COVID-19)肺炎の感染拡大が憂慮されておりますが、ご参加を予定している方におかれましても携帯用消毒剤やマスク着用などの感染症対策に努めていただきますとともに、発熱や咳の症状がある場合は参加をお控え下さいます様、ご理解とご協力をお願い致します。
また、感染の拡大により研修・セミナーの開催が中止となる可能性があります。中止の際には参加予定の方にメール・電話等でご連絡を差し上げますが、念のため当センターのホームページで必ず事前に確認いただきますようお願い申し上げます。

- ☆ 研修会のお申し込みは、北海道産業保健総合支援センターホームページからお願いします。
- ☆ その他、研修申込方法、研修会場など詳しいことは北海道産業保健総合支援センター
電話011-242-7701 まで、お問い合わせください。
- ☆ 研修料は無料です。※ テーマが同じ研修は重複して受けることはできません。

職場における新型コロナウイルス感染症の 拡大を防止するためチェックリスト

このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。

詳しくは北海道労働局ホームページよりダウンロードできますので、ご活用願います。

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/000764463.xlsx>

メルマガ会員募集中！！

毎月1回程度、研修会等の開催予定情報や産業保健に関する法改正等の情報を無料でメール配信しております。

北海道産業保健総合支援センターのホームページから申し込むことができます。

(<http://www.hokkaidos.johas.go.jp>)